

鳥取県建築物環境配慮計画制度に係るQ&A

平成 29 年 2 月 1 日時点

■重点項目

1	最高評価点の3割の考え方	最高評価点の3割は、少数点以下を切り捨てて算出することとします。(例えば、最高評価点85点の場合の3割は25点となります。)
2	同一敷地内に存する評価対象外の建物の取り扱い	同一敷地内にある評価対象外の建物に、県産材またはグリーン商品を新たに計画する場合には、重点項目の評価対象とすることも可とします。
3	建物に県産材を使用しない場合、床材、総使用量を評価対象外としてもよいか	主要構造部、腰壁及び外装材については、法令上、使用できない場合に評価対象外としていますが、対象の建物に1㎡を超える県産材を使用できないやむを得ない理由があると認められる場合には、床材と総使用量も同様に評価対象外とできることとします。(「やむを得ない理由」とは、当該建物に居室がない等が考えられます。)
4	緑化の評価	当該敷地の存する団地において、工場立地法等により緑化されている場合には、団地内に整備されている緑地等を各固有の敷地面積に応じて比例配分した面積を敷地内の緑地面積に加算して、緑地面積を計算することができることとします。また、団地の緑地部分も、評価対象とします。